

第2回自転車の安全な利用等に関する検討委員会 検討資料

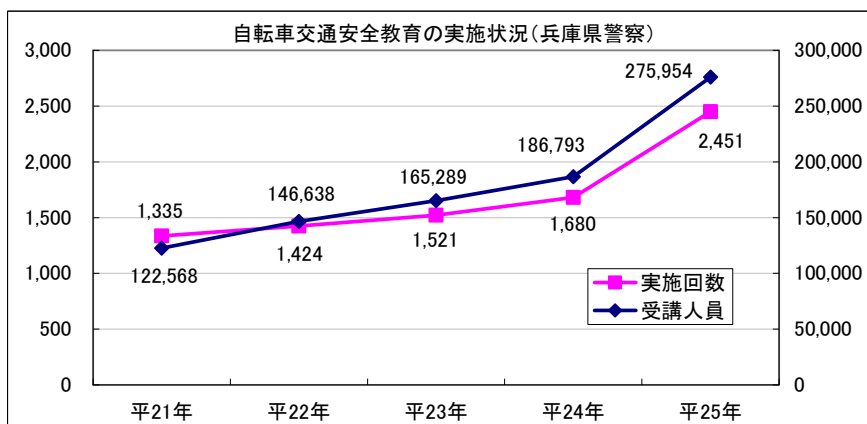
○ 自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上

論点1 交通安全教育を社会全体で取り組む仕組みづくり

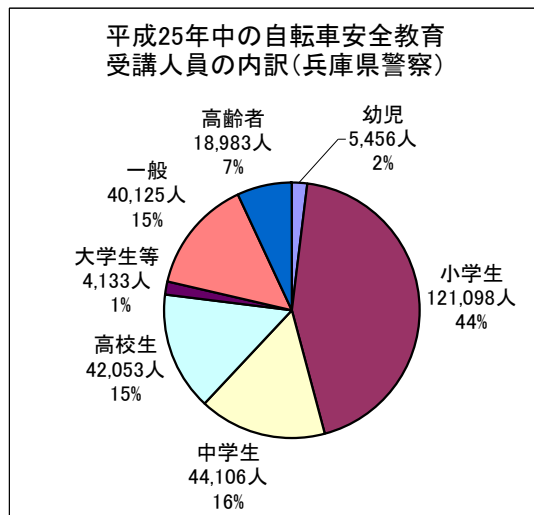
- 各主体の安全教育と連携
- 安全教育の指導者の育成

【現状】

○ 自転車交通安全教育の実施状況



自転車交通安全教育は実施回数、受講人員ともに年々増加している。



受講者は、小学生44%、中学生16%、高校生15%で合計75%を占めている。

(現在の自転車交通安全教室の内容等)

- ビデオ・DVD等を活用した講話
- 自転車の交通ルールに関するミニテスト
- コースの実走訓練
- 自転車シミュレーターを活用した模擬走行体験
- スタントマンの交通事故再現
(スケアード・ストレート)

○ 安全教育を実施できる指導者の育成

交通指導員等	委嘱者	人数
交通指導員	市町長	1,262人
地域交通安全活動推進委員	兵庫県公安委員会	819人
交通安全ワンポイント指導員	兵庫県交通安全対策委員会	1,071人

※ 交通指導員は各市町単位で研修会等を実施

【委員からの意見】

- 成人・高齢者等へは、自動車運転免許更新時や地域の自治会などによる定期的な講習を実施
- 学校における交通安全ボランティアの育成
- 自転車販売店等による交通安全チラシの配布。自転車の一斉安全点検の日の設定
- 親子自転車教室の開催
- 小・中・高での「交通安全教育の時間」の設定
- 業務として自転車を使用する者への講習会等の義務づけ
- 通勤、通学者等に対する講習会への参加義務づけ
- 一定台数を有する事業者への安全教育の実施
- 子供会、婦人会、老人会、自治会等における指導者の選定と運用
- 自治体単位での交通安全ボランティアの登録
- 自転車販売店において、販売時にルール・マナー、定期点検を実施

論点 2 自転車に関する環境の整備等

- 自転車レーン等の整備
- 駐車・駐輪対策
- 自転車の点検整備の促進

【委員からの意見】

- 自転車レーンが少ないので、増やすべき。
- 自転車道等重点推進地域の指定と優先的な整備の実施、幹線道路の自転車レーンの早期整備とドライバー・自転車利用者に対するレーン利用の周知
- 行政の占める割合が大きく、自転車道・自転車レーン等の整備が欠かせない。歩行者と自転車の走行区分が必要。
- 歩道上の色分け等による自転車レーンの表示を明確にする。自転車専用レーンへの駐車規制（搬入車規制）。
- 走れるコースの整備。休日のイベント実施（自転車道の紹介、コースの試走）
- 自動車の違法駐車に対応と同様の体制を検討。
- 企業における自転車利用者の車道通行の周知。
- 自転車を登録番号制にし、所有者を明確にする。
- 無料点検の実施。自転車利用者の日常的な点検整備と販売店等による定期的な点検整備。ネット通販等による悪質な自転車販売の取締り。
- 講習会等で点検内容・点検箇所等を指導し、日常的に点検するように指導
- 定期的な点検と整備、自転車登録制度の検討、販売店による販売責任として販売した自転車の継続整備
- デイリー点検シートの作成と活用。
- 自転車メーカー、販売店の初期点検と1年後の定期点検などの有料サービスが必要。
- 購入の際における定期的な点検整備の推奨を中心に、実効性を高める取組みが必要。

○ 事故への備え

論点1 自転車保険の加入促進方策

【論点について】

- 保険専門部会において検討した内容の報告に基づき、総合的な自転車保険加入促進方策について検討。

論点2 ヘルメットの着用及び反射器材等の普及促進

- 児童及び高齢者のヘルメット着用と普及方法
- 反射器材の着装（着装の位置）と普及方法

【論点について】

○ ヘルメット

児童（6歳以上13歳未満）・幼児（6歳未満）に対しては、道路交通法第63条の10において、児童や幼児を保護する責任のある者は、ヘルメットを着用させる努力義務が規定されている。

平成25年中の自転車乗用中の死者を見ると、79%が頭部損傷により死亡している状況であり、死者の大半が児童ではなく高齢者であることなどから高齢者を中心とした着用方策についても検討する。

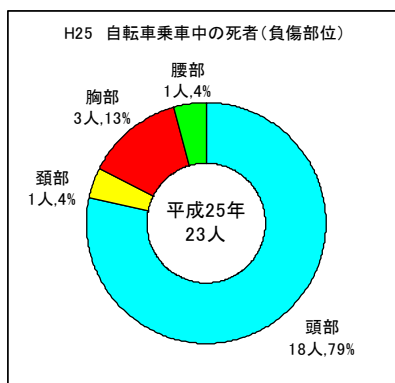
○ 反射器材

道路交通法では、夜間の道路等を通行するときは、反射器材（後方反射板）又は尾灯を装備しなければならないと規定されている。

後方からの反射器材についての法整備はあるが、側面等についての法整備がないことから、反射器材を両側面に装着させることについて検討する。

【現状】

- 自転車乗車中の死者の損傷主部位



- 自転車乗車中の死傷者のヘルメット着用状況(学年別)

区分	年・学年	平成25年				
		幼児	小学生	中学生	高校生	高齢者
死傷者		117	585	463	941	1,466
着用		31	104	120	22	20
着用率		26%	18%	26%	2%	1%
離脱		0	5	11	2	1
離脱なし		31	99	109	20	19
離脱不明		0	0	0	0	0
非着用		86	481	343	919	1,446
着用不明		0	0	0	0	0

○ 学年別自転車乗車中の頭部損傷による死傷者

年・学年	区分	合 計				損 傷 部 位 別		
		死傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数	頭	部	部
子ども		1,165	0	77	1,088	0	15	224
	未 就 園 児	56	0	0	56	0	0	33
	幼 稚 園 児	61	0	1	60	0	0	18
	小 学 生	585	0	43	542	0	7	105
	中 学 生	463	0	33	430	0	8	68
高校生		941	0	56	885	0	10	116
高齢者		1,466	19	284	1,163	15	41	250
	65 ～ 69 歳	422	4	70	348	4	12	67
	70 歳 以 上	1,044	15	214	815	11	29	183
その他	高齢者を除く	3,810	4	294	3,512	3	44	418
合	計	7,382	23	711	6,648	18	110	1,008

【委員からの意見】

- 自転車販売店に着用の指導等を協力依頼する。
- ヘルメットは中学生くらいまで義務化してはどうか。
- 若者に受け入れられるファッション（サイクルファッションショーで格好良さをアピール）
- 自転車販売時の反射材・ヘルメット等のセット販売、小学校入学時にヘルメット・反射材を配布
- 俳優・モデル等を起用し、ファッション性を持たせたヘルメットの着用キャンペーンを実施
- 子どもはヘルメット使用を学校で徹底すべき。
- 反射材は必要。ライトの点灯率は高くなったと感じる。前照灯・後ろのテールライトはオート又はソーラーが良い。
- 反射材は新車購入時に義務化
- 自転車販売時の反射材・ヘルメット等のセット販売、小学校入学時にヘルメット・反射材を配布
- 街頭キャンペーンのノベルティとして反射材を配布。
- 反射材やライトは自転車販売時での取り付け確認の最低ルールとすべき。
- 交通安全教室や交通安全運動等において子どもから高齢者までを対象としたヘルメット着用や反射材の啓発を実施している。自転車通学を認めている市立中学校では登下校時のヘルメット着用を指導している。